

令和8年5月28日

守山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
SY79	飲料水水質検査役務	仕様書のとおり	9.3.31	8.5.28	8.6.11 08時30分	8.6.11 08時30分		簡易専用水道 検査未登録業者は参加不可

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒463-0067

住所：愛知県名古屋市守山区守山3-12-1

契約機関名(担当)：陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班(山副)

電話番号(内線)：052-791-2191(4347) FAX番号：052-791-2379

見 積 書

担当：山副

件名リスト一連番号	SY79
-----------	------

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
飲料水水質検査役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	陸上自衛隊守山駐屯地			納期 (履行期限)	令和9年3月31日
契約保証金	(免除)	入札（見積）書 有効期限		/	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地

第408会計隊長 小見 義則 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

代 表 者 電 話 番 号

担 当 者 氏 名

担 当 者 電 話 番 号

メールアドレス：

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調書

担当：山副

件名リスト一連番号	SY79
-----------	------

※市価調査提出期限
令和8年6月9日（火）
17時00分

見積金額¥

（FAX可）

（消費税及び地方税を含まない。）

品名	規格	単位	数量	単価	金額
飲料水水質検査役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	陸上自衛隊守山駐屯地			納期 （履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	（免除）	入札（見積）書 有効期限			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地
第408会計隊長 小見 義則 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
代 表 者 電 話 番 号
担 当 者 氏 名
担 当 者 電 話 番 号

飲料水水質検査等役務

仕様書

陸上自衛隊守山駐屯地業務隊

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	飲料水水質検査等役務				図面番号	1 / 6
図面名称	表紙				縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	給排水		担当
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊					作成年月	R8.4

- 1 役務件名 飲料水水質検査等役務
- 2 役務場所 愛知県名古屋市守山区3-12-1 陸上自衛隊守山駐屯地内
- 3 役務工期 契約締結日～令和9年3月31日まで（細部実施日は、官側の指示に従うこと。）
- 4 役務概要 【守山駐屯地】

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）検査
4検体（各四半期1検体）採水・水質分析・報告書作成 一式

飲料水水質検査（28項目）2検体（給水・給湯各1検体）採水・水質分析・報告書作成 一式

飲料水水質検査（13項目）2検体（給水・給湯各1検体）採水・水質分析・報告書作成 一式

簡易専用水道法定検査 1系統 書類検査・施設検査・報告書作成 一式

5 特記事項

- (1) 本役務は、「建物衛生法」や「水道法」等関連諸法令や名古屋市制定要綱、官側指示等に基づき、適正に実施すること。
- (2) 採水に際しては、検査に適した新品の採水容器を請負業者において準備し、検体を採水すること。
- (3) 採水作業において必要な消耗品や工具は、請負業者において準備すること。
- (4) 採水した検体は気温等考慮し、適切な状態で保管等行った上、厚生労働大臣の認可を受けた検査機関や同省令で定める地方公共団体の認可を受けた検査機関で、速やかに適法により水質分析すること。また、水質分析において、定められた水質基準に対し異常が確認された場合には、遅滞なく、官側に報告し、追加検査項目等について指示を受けること。
- 各水質検査等項目は別表参照
- (5) 本役務実施に際し、官側が求める役務提出書類（水質検査機関許可証写し2部、水質検査結果報告書2部、法定検査結果報告書2部、役務写真（採水場所、採水後状況、法定検査状況等）2部）を定められた期日までに遅延なく提出すること。
- なお、役務写真は工事写真帳に整理し提出すること。
- (6) PFOS及びPFOA検査における検体採水日は6月、9月、12月及び3月、飲料水水質検査における検体採水日は6月及び12月、簡易専用水道法定検査は12月を基準とする。
- (7) 作業等に際し、不必要に危険物や火気等使用しないこと。使用する場合は、事前に監督職員に報告し承諾を得ることとし、関係法令等に基づき請負者に責において管理、使用すること。

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	飲料水水質検査等役務	図面番号	2/6
図面名称	特記仕様書	縮尺	
	陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	作成年月	R8.4

(8) 本役務においては、役務対象外の建物や工作物、業務完了の設備等については汚損や損傷等を与えないよう状況に応じて適切に養生等を講ずること。また業務完了後、後片付けや清掃等も適正に実施すること。

万が一、損傷や汚損等が発生した場合は、請負業者の責任において現状回復や官側が求める補償等負うものとする。

(9) 本役務においては、役務対象外の施設や室等への立ち入りを禁止する。また、役務対象施設や室において、日程等の調整や官側の立会が必要な場所は、事前に調整し官側の指示に従うこと。

また、立ち入り禁止施設等での写真撮影も禁止するものとする。

(10) 本役務の実施に当たっては、常に整理整頓等を行い、危険な場所や業務を行う場所には、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(11) 本役務の作業時間は08:15から17:00までの間とし、土曜、日曜、祝祭日等は原則、作業不能日と見込んでいる。

(12) 本役務に必要な電気、水道、ガス等は、原則、請負業者において準備すること。

(13) 本役務において、仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合や仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、確実に監督職員と協議し必要な処置等を請負業者において講ずること。

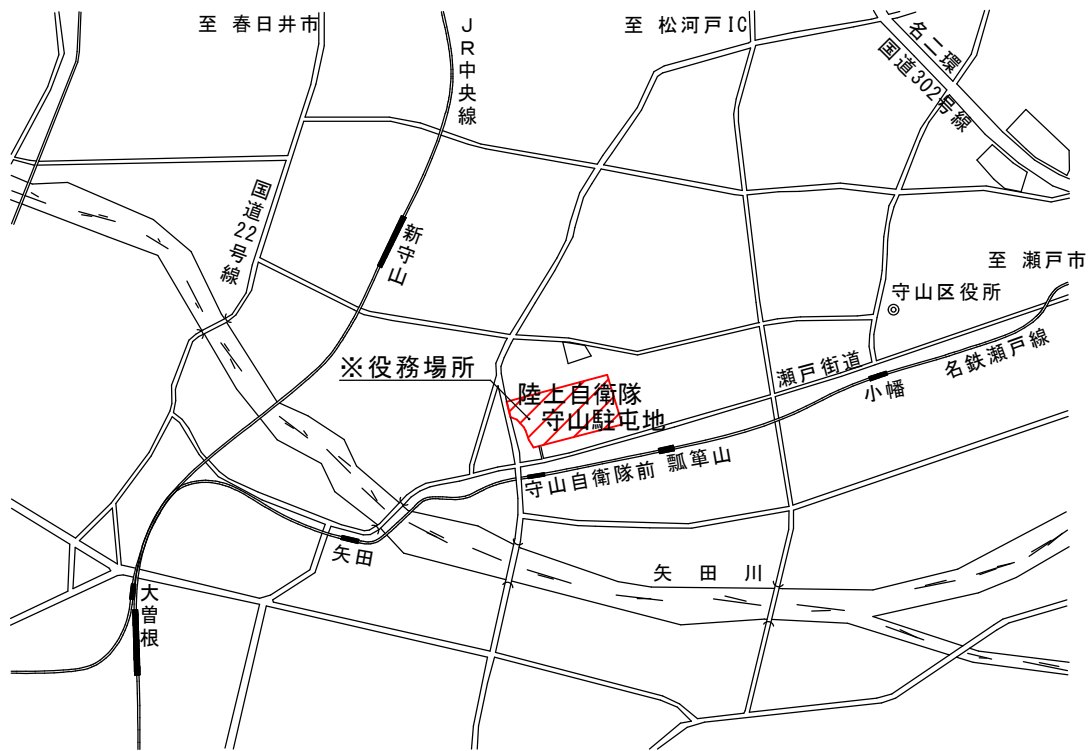
(14) 当該役務完了検査は、官側が求める提出書類を官側に提出、不備等がないことが確認された後、官側の役務検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。万が一、検査等で不備等指摘された場合は速やかに請負業者の責において是正すること。

(15) 提出書類

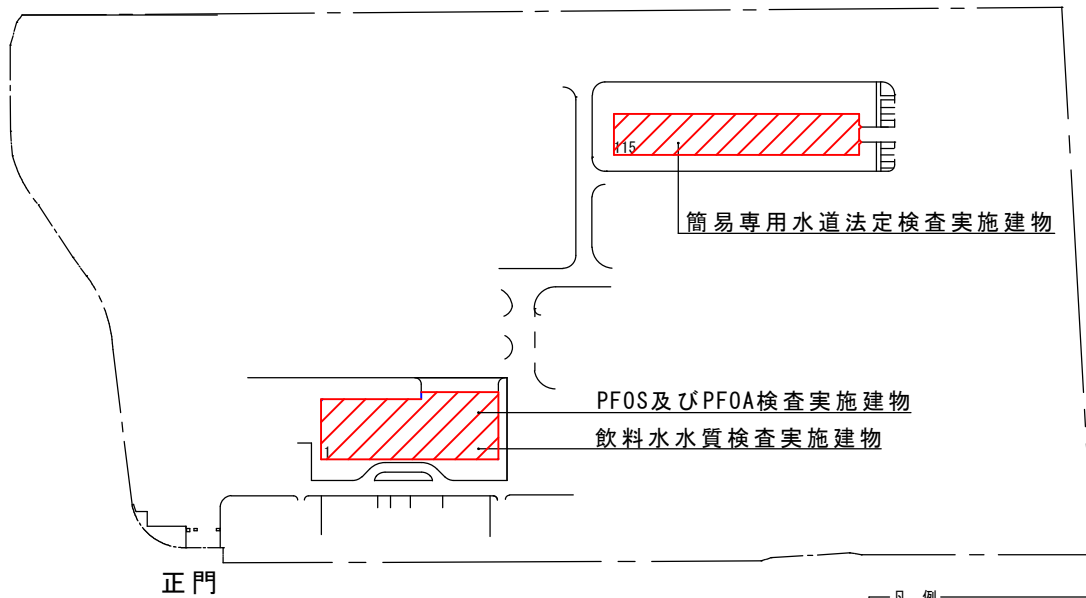
- ア 着手届 . . . 2部 (契約後速やかに)
- イ 現場代理人指名変更通知書・略歴書 . . . 1部 (契約後速やかに)
- ウ 工程表 (月ごと・年間) . . . 1部 (契約後速やかに)
- エ 完了届 . . . 2部 (作業後速やかに)
- オ 役務日誌 . . . 1部 (作業ごとに作成し提出)
- カ 報告書 . . . 2部 (作業ごとに作成し提出)
- キ その他指示された書類

役務関係者以外不許複製禁止


役務件名	飲料水水質検査等役務	図面番号	3 / 6
図面名称	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		作成年月	R8.4



守山駐屯地案内図



駐屯地配置図

凡例
 ・・・ 役務対象建物(設備)

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	飲料水水質検査等役務	図面番号	4 / 6
図面名称	案内図・配置図	縮尺	No Scale
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		作成年月	R8.4

○ 飲料水水質検査対象項目

No.	検査項目	検査対象		備考
		6月実施項目 (給水・給湯)	12月実施項目 (給水・給湯)	
1	一般細菌	○	○	
2	大腸菌	○	○	
3	鉛及びその化合物	○		
4	亜硝酸態窒素	○	○	
5	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
6	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	
7	塩素酸	○		
8	クロロ酢酸	○		
9	クロロホルム	○		
10	ジクロロ酢酸	○		
11	ジブロモクロロメタン	○		
12	臭素酸	○		
13	総トリハロメタン	○		
14	トリクロロ酢酸	○		
15	ブロモジクロロメタン	○		
16	ブロモホルム	○		
17	ホルムアルデヒド	○		
18	亜鉛及びその化合物	○	○	
19	鉄及びその化合物	○	○	
20	銅及びその化合物	○		
21	塩化イオン	○	○	
22	蒸発残留物	○		
23	有機物	○	○	
24	PH値	○	○	
25	味	○	○	
26	臭気	○	○	
27	色度	○	○	
28	濁度	○	○	

役員関係者以外不許複製禁止

役務件名	飲料水水質検査等役務	図面番号	5 / 6
図面名称	各水質検査等項目表	縮尺	No Scale
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		作成年月	R8.4

○ PFOS及びPFOA検査対象項目

水道法第4条第2項及び水道法第20条第1項に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による施設検査や書類検査

○ 簡易専用水道法定検査対象項目

水道法第34条の2第2項及び水道法施行規則第56条、名古屋市制定「給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱」及び「建築物給水設備衛生指導要綱」に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による施設検査や書類検査

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	飲料水水質検査等役務	図面番号	6 / 6
図面名称	各水質検査等項目表	縮尺	No Scale
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		作成年月	R8.4